

都市計画制度の抜本見直しについて

都市計画制度の抜本的な見直し

<目的>

我が国は、戦後一貫して続いてきた右肩上がりの時代に終わりを告げ、人口減少・超高齢社会を迎えるという大きな時代の転換点にある。さらに、モータリゼーションの進展、地球環境問題の深刻化、財政的制約の高まり等、都市のあり方に大きな影響を与える社会経済情勢の変化が進んでいる。

現行の都市計画制度は、高度経済成長時代の昭和43年に、人口の増加とそれに伴う都市の拡大・成長を前提としてつくられた。既に制定以来40年が経過しようとしており、制度の前提となる社会経済情勢が大きく変化する中、その機能に限界が生じているものと考えられる。このため、都市計画制度を、今後の人口減少・超高齢社会において的確な機能を果たせるものへと再構築することが必要である。

このような問題認識から、都市計画制度について、抜本的に見直すため、すべての事項にわたり検証・検討を行うこととする。

<スケジュール>

平成19年度から基本的な調査・検討を開始し、平成21年度以降に抜本的な見直しを実施
(地方分権については、冬柴前大臣が平成22年春の法案提出の考えを表明)

「都市計画制度の抜本的見直し」に向けた検討の論点

人口減少・高齢化
我が国は、2055年に人口1億人を切り、高齢化率は4割。地方都市では深刻。

地球環境問題の深刻化
本年度から京都議定書第一約束期間がスタートする中、面的広がりの対策“都市レベルの対策”がクローズアップ

国際的な都市間競争の激化
我が国の国際的な地位の低下

行政の広域化の進展

複数の都市計画区域が存在する市町村数
平成11年：17市町 → 平成19年：221市町

「新しい時代における都市政策の
基本的な課題と方向性」

都市計画部会小委員会にて
平成21年夏前を目途に
報告とりまとめ

**都市計画制度の
抜本的な見直し**

平成19年度の調査概要

- 5つの観点から、都市計画制度の抜本見直しに向けた基本的な調査・検討を実施

都市圏のあり方にに関する検討

- ◆ 全国都市圏データの収集・分析
- ◆ 生活圏の捉え方と都市計画区域の実態を分析
- ◆ サンプル都市において生活圏の拡大の実態を分析

低炭素型まちづくりの省CO₂効果に関する検討

- ◆ 省CO₂型都市の実現に向けた論点、方向性の検討
- ◆ モデル都市における分野別の省CO₂施策の検討

土地利用・交通、エネルギー・緑の各分野における施策効果を概算

土地利用コントロール手法のあり方にに関する検討

- ◆ 市街地内外での課題整理・論点の検討
- ◆ サンプル都市において市街地外で起きている現象を分析

人口が減少していても、白地地等では開発が進行

都市構造による財政的影響に関する検討

- ◆ 都市構造の変化が自治体財政へ与える影響を分析

都市構造の集約化は、自治体の財政負担の軽減に効果

都市施設・市街地整備のあり方にに関する検討

- ◆ 都市施設の計画決定と整備の状況を分析
- ◆ 都市施設計画と土地利用計画との連動状況を調査、分析

市街地拡大圧力の低下に伴い、都市施設の役割、必要性、事業環境が大きく変化

平成19年度の調査概要（主なもの）

●都市構造による財政的影響に関する検討

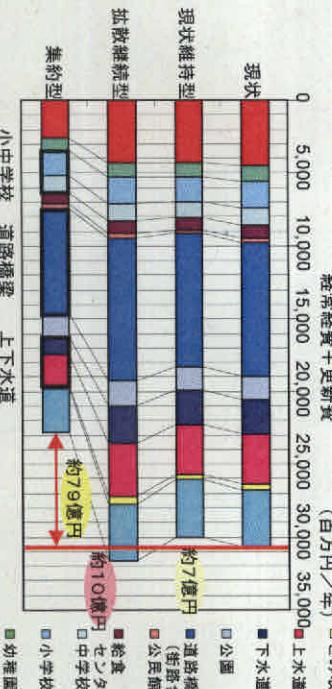
■分析内容

- ・都市経営コストとして、50万人規模の仮想都市の市財政を対象
- ・都市構造の変化に伴い影響を受ける公共施設や行政サービスについて、歳出と歳入の変化を分析
- ・現時点と20年後の都市を比較

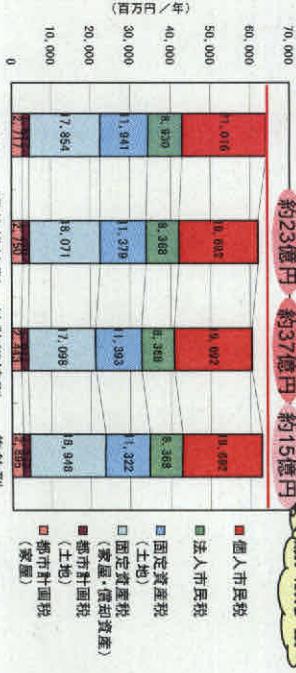
■分析結果

- 「集約型都市構造」では、「拡散型都市構造」と比べ、
- ①道路橋梁等に係るコストが減少し、約89億円の歳出削減
 - ②固定資産税収が増加し、約22億円の歳入増の効果が示された。

①歳出変化の分析



②歳入変化の分析



●低炭素型まちづくりの省CO₂効果に関する検討

国内の排出削減シナリオにおいても、**全体の2~3割が都市に関連する内容**となっており、都市施策として対応可能な、**土地利用・交通エネルギー、緑の分野**について、省CO₂効果を概算

土地利用・交通分野の例

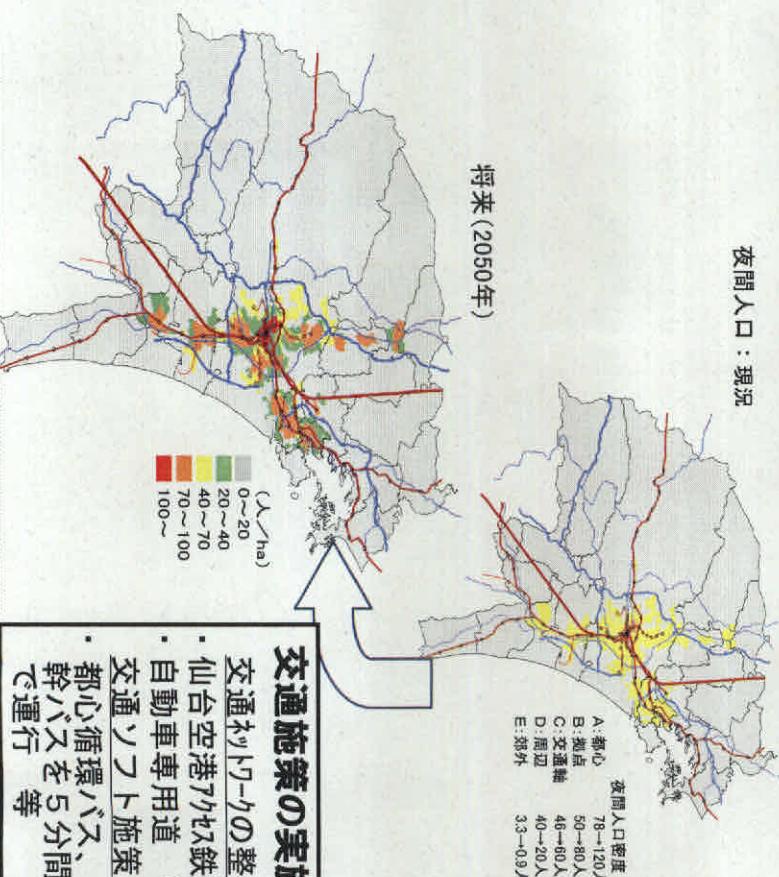
- ・人口の中心市街地への誘導
- ・交通ネットワークの整備（道路や鉄道の整備）
- ・交通ソフトランチの実施（バスや鉄道の運行頻度の増加等）

現況と比較して24%減少

(2050年集約型)
※ 趨勢・対策無しケースとの比較では18.2%

- ・夜間人口：現況
- ・将来(2050年)

夜間人口密度
A:都心
B:都県
C:交通轴
D:周辺
E:郊外
(人/ha)
0~20
20~40
40~70
70~100
100~



平成20年度の調査概要

- 基本的な調査・検討に加え、現行制度のレビューを実施

都市圏のあり方に関する検討

- ◆ 現行制度での都市計画区域の見直し等について、都道府県へのヒアリングを実施
- ◆ 都市計画区域設定の妥当性について、全国データからマクロ的な分析を実施

土地利用コントロール手法のあり方に関する検討

- ◆ 線引き・開発許可、用途地域・地区計画等の現行制度によるコントロール効果のレビュー
- ◆ 市街地・郊外における土地利用の実態調査及び土地利用コントロール手法のあり方の検討

都市施設・市街地整備のあり方に関する検討

- ◆ 目指すべき都市像を実現するための都市施設のあり方の検討
- ◆ 計画決定の意義や合意形成のあり方の検討
- ◆ 計画から整備までのマネジメントのあり方の検討

低炭素型まちづくりの省CO₂効果に関する検討

- ◆ 土地利用・交通、エネルギー、緑の各分野について、複数のモデル都市で省CO₂効果の検討・精査
- ◆ 低炭素型まちづくりガイドラインの策定に向けた検討

都市構造による財政的影響に関する検討

- ◆ 調査対象都市の多様化
- ◆ モデル都市における調査の実施

都市計画争訟のあり方に関する検討

- ◆ 都市計画に係る判例の分析
- ◆ 諸外国の都市計画争訟制度の調査
- ◆ 都市計画に関する争訟制度の検討

最近の地方分権の動きについて

平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会「第一次勧告」の主な内容

【都市計画決定】

<決定権限について>

○現在都道府県が決定している都市計画は、三大都市圏等か否かに関わらず、以下の①～⑧を除き

- ・市の区域については、「市」に移譲すべき。
（指定都市の区域については、①マスター・プラン、②区域区分、③都市再開発方針等及び⑤のうち一般国道等についても、「指定都市」に移譲すべき。）
- ・町村の区域については、引き続き都道府県決定。

- ・①マスター・プラン、②区域区分、③都市再開発方針等
- ・④国の責任で行う広域的な政策に係る地域地区（例 都市再生特別地区、歴史的風土保存地区 等）
- ・⑤国が設置する又は国の責任で行う広域的な政策に係る都市施設（例 一般国道、第1種空港、1級河川、一団地の官公庁施設 等）
- ・⑥都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区（例 流通業務地区、航空機騒音障害防止地区 等）
- ・⑦都道府県が設置する又は都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設（例 都道府県道、第2種・第3種空港、2級河川 等）
- ・⑧大規模な市街地開発事業（例 面積50ha超の土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、面積3ha超の市街地再開発事業 等）

<協議・同意について>

- 都道府県から国への協議は、三大都市圏等か否かに関わらず、上記の①のうち区域区分の方針に関する部分、④及び⑤を除き、同意を不要とすべき。
- 市から都道府県への協議は、同意を不要とすべき。
（指定都市については、国への協議についても、三大都市圏等か否かに関わらず、上記の①のうち区域区分の方針に関する部分、④及び⑤のうち一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、一団地の官公庁施設を除き、同意を不要とすべき。）
- 町村から都道府県への協議・同意は、引き続き必要。

【その他】

- 開発許可、都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可（53条許可）…市の事務とすべき
- 市・特許事業者施行の都市計画事業の認可…都市計画決定権者の事務とすべき

等

平成20年6月20日 地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱」の主な内容

都市計画制度の抜本的な見直しに当たっては、国の利害や都道府県による広域の見地からの調整に留意しつつ、地域の実情に通じた基礎自治体が自らの責任と判断で都市計画決定を行うとの観点から、三大都市圏等の都市計画に関する都道府県の国への協議・同意を始めとする各種の国へ①の協議・同意の廃止・縮小、都道府県から市町村への権限移譲等を進める方向で検討を行い、平成21年度を目途に実施する。